

はじめに

本書は、2016年度から2018年度にかけてJSPS科学研究費助成金基盤研究（C）課題番号16K00453を受けた「公共図書館における知的障害者への合理的配慮のあり方に関する研究」の研究成果報告書をもとに、研究期間終了後に実施した新しい取り組みや継続している活動等を加えて構成している。

公共図書館の利用者として注目されてこなかった知的障害者に焦点をあてて、彼らの公共図書館の利用と読書支援を進めるための合理的配慮の意義や必要性を解説する。そして、何をどのような方法で取り組めばよいのかについて、公共図書館で実践したモデルケースを例に提案するものである。当事者が図書館に求めている事柄を調査し、その結果を参考に「わかりやすい図書や視聴覚メディア資料」「わかりやすい環境的配慮と情報提供」「職員によるわかりやすい対応と読書を届けるための支援」の3項目について、10種類の取り組みを実施している。

これらは、本研究にご協力いただいた公共図書館でしかできない特別なことではない。2016年4月1日に施行された「障害者差別解消法」に示された合理的配慮が「障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、必要な合理的な配慮を行う」と定義されているように、本書で示すモデルケースは、各図書館の事情に合わせて柔軟に応用可能な融通性をもっている。

筆者が、知的障害者の読書支援に公共図書館の果たす役目は大きいと感じ始めたのは、2005年に「LLブックセミナー」を開始した頃にさかのぼる。LLブックセミナーとは、「だれもがみんな読書を楽しみたい、知的障害や自閉症、読み書き障害があっても願いはいっしょ」を合言葉に、大阪市立中央図書館の共催を得て、毎年1回講演者を招いて開催している活動である。知的障害者が障害のない人たちと同じように読書を楽しむために、LLブック等のやさしく読める媒体が必要とする人に届くことをめざすこの活動のなかで、彼らの読書を保障するためには図書館の協力が必要であることを強く感じてきた。その思いを、この研究で実行に移すことができたといえる。

本研究は、知的障害者の福祉や教育に関わってきた人、図書館に関する専門性を有する人、取り組みを実践する公共図書館の三者の知見と実践力を合わせて遂行されてきた。実践をとおして、合理的配慮を進めるためには、公共図書館が、知的障害者の生活する施設や学校と連携し、意見を出し合い、当事者と直接コミュニケーションをとりながら取り組む必要性が明らかになった。そのため、本書の内容は公

共図書館の取り組みを報告しているものであるが、知的障害者に関わる福祉や教育関係者、養育者や支援者および障害者の諸団体、図書館のボランティア、そして、学校図書館の関係者にもぜひ読んでいただきたい。

また、資料編には、取り組みの要点をわかりやすく紹介するマンガや、知的障害者およびさまざまな人々の図書館利用への理解を求めるポスター、日本十進分類法ピクトグラムを掲載している。これらは研究の成果物として公開されているので、館内掲示や取り組みの説明などに利用していただければ幸いである。

執筆者一同、本書が知的障害者にとって利用しやすい図書館を実現するための一助となることを願っている。

2019 年 10 月

編著者 藤澤 和子

公共図書館でできる知的障害者への合理的配慮——目次

はじめに —— i

1 章 研究の目的と背景 —— 1

- 1 節 本研究の目的と方法 —— 1
 - 1. 目的 —— 1
 - 2. 研究方法と実施計画 —— 2
- 2 節 本書の構成 —— 3
- 3 節 公共図書館における障害者サービスの理念と現状 —— 4
 - 1. 障害者サービスの歴史と理念 —— 4
 - 2. 障害者差別解消法と障害者サービス —— 5
 - 3. 障害者サービスの現状と課題 —— 6
- 4 節 知的障害者への合理的配慮 —— 8
 - 1. 知的障害とは —— 8
 - 2. 知的障害者への合理的配慮の基本事項 —— 9
 - 3. 知的障害者への合理的配慮の具体例 —— 11

2 章 海外の動向と先行事例 —— 14

- 1 節 IFLA の動向と事例 —— 14
 - 1. オランダの事例 —— 15
 - 2. ドイツとチリの事例 —— 16
 - 3. アメリカの事例 —— 17
 - 4. イギリスの事例 —— 18
- 2 節 スウェーデンの公共図書館における知的障害者への取り組み —— 19
 - 1. 公共図書館が行ってきた知的障害者への読書支援 —— 21
 - LL ブックコーナーの設置 / DAISY 図書等のアクセシブルな図書や資料提供
 - りんごの棚 / 朗読代理人の活動支援 / 個室の設置
 - 2. 2014 ～ 2016 年『読書との出会い』(*Möten med läsning*) 機能障害をもつ人々への読書推進プロジェクト —— 26
 - 目的と方法 / 内容 / まとめ / 読書との出会いの取り組みについて

3章 知的障害者を対象とした図書館と本についての調査 ————— 31

1節 知的障害者の公共図書館の利用実態とニーズ調査 — 31

1. 背景と目的 — 31

2. 方法 — 31

調査の対象／調査の手続き

3. 結果 — 32

回答者の基本属性／公共図書館の利用経験／公共図書館利用の実態とニーズ
公共図書館未利用の理由

4. 考察 — 37

2節 知的障害者の読書支援のために求められる本 — 38

1. 背景と目的 — 38

2. 調査の対象と手続き — 39

3. 結果 — 39

回答者の基本属性／質問1「好きな本について」／質問2「読みにくいわかりにくい本について」／質問3「こんな本がほしいについて」

4. 考察 — 44

好きな本について／読みにくいわかりにくい本について／こんな本がほしいについて／読書支援のための本の選定について

4章 知的障害者のための合理的配慮の事項 ————— 50

1節 わかりやすい図書や視聴覚メディア資料 — 50

1. LLブック — 50

LLブックとは /LLブックのわかりやすい表現／難易度によるレベル分け

2. マルチメディア DAISY — 53

3. LLマンガ — 54

4. 公共図書館のわかりやすい資料の提供 — 55

2節 図書館利用のためのわかりやすい環境的配慮と情報提供 — 56

1. ピクトグラムの利用：「NDC ピクトグラム」を例として — 56

2. わかりやすい利用案内の制作 — 58

3. 個室の設置 — 59

4. 理解・啓発のためのポスターの掲示 — 60

3節 職員によるわかりやすい対応と読書を届けるための支援 — 60

1. 墨田区における福祉作業所での個人貸出 — 61

2. 施設での個人貸出の利点 — 62

3. 具体的な資料提供の事例 — 63

- ヌード写真集／タレントの本／マルチメディア DAISY 図書の活用／その他
4. 来館によるサービス —— 65
5. 必要な支援や対応 —— 66

5章 公共図書館における合理的配慮の実践事例 —— 68

1節 わかりやすい図書や視聴覚メディア資料の所蔵と提供事例 —— 68

1. LL ブックコーナーの設置と効果 —— 68

目的

河内長野市立図書館／吹田市立図書館（千里山・佐井寺図書館，中央図書館，さんくす図書館）／桜井市立図書館

全体のまとめ

2. マルチメディア DAISY の提供 —— 82

目的

河内長野市立図書館／吹田市立図書館

全体のまとめ

2節 わかりやすい環境的配慮と情報提供のための事例 —— 85

1. 個室の設置と利用 —— 86

目的とルール

河内長野市立図書館／桜井市立図書館

全体のまとめ

2. わかりやすい利用案内の制作と利用 —— 91

目的

吹田市立図書館／河内長野市立図書館／桜井市立図書館

全体のまとめ

3. 理解・啓発ポスターの制作と掲示 —— 96

主旨／掲示

3節 職員によるわかりやすい対応と読書を届けるための事例 —— 97

1. 図書館体験ツアー

目的

吹田市立中央図書館／吹田市立千里山・佐井寺図書館／桜井市立図書館

全体のまとめ

2. アウトリーチサービス —— 112

目的

河内長野市立図書館／吹田市立中央図書館

全体のまとめ

3. 障害者雇用 —— 117

桜井市立図書館

6章 知的障害者支援のための読書サポート講座 ————— 120

1節 目的・方法（運営・広報）—— 120

1. 目的 —— 120
2. 公共図書館による運営 —— 120

2節 講座内容 —— 121

1. 講座の構成と概要 —— 121
2. 演習やワークを行った3講座の内容 —— 123
講座3「知的障害のある方との関わり方」／講座4「知的障害者への本の紹介と読み聞かせ（実習付）」／講座5・6「代読の方法」

3節 アンケート結果と考察 —— 134

1. 参加者数 —— 134
2. 参加者の属性 —— 134
3. 講座への評価 —— 137
4. 参加後の読書支援への関心の深まり —— 138
5. 講座への希望 —— 139
6. まとめ —— 140

7章 今後にむけての取り組みと課題 ————— 142

1節 知的障害者への代読ボランティア養成と活動にむけて —— 142

1. 代読ボランティアの必要性 —— 142
2. 代読とは —— 143
3. 代読ボランティアの養成方法 —— 144
4. ステップアップ講座の事例 —— 145
日時と場所と講師／参加者と実習協力者／内容／参加者のアンケート紹介
5. 代読ボランティアの活動の事例 —— 147
河内長野市立図書館／桜井市立図書館
全体のまとめ

2節 本研究のまとめ —— 155

3節 今後の課題 —— 157

[資料編]

1. マンガで見る知的障害者への合理的配慮 —— 160
2. 知的障害者およびさまざまな人々の図書館利用への理解・啓発ポスター

- 3. 日本十進分類法ピクトグラム —— 170
- 4. LL ブックコーナーの図書リストと貸出数 —— 174
- 5. マルチメディア DAISY の所蔵リスト —— 185

謝辞 —— 187

研究発表 —— 189

さくいん —— 191

研究の目的と背景

1 節 本研究の目的と方法

1. 目的

2016(平成 28)年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が施行され、公立図書館において障害者への合理的配慮の提供が義務化された。合理的配慮とは、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、過重な負担が生じない範囲で、差別がないように適切な現状の変更調整を行うことである。適切な配慮が提供されるためには、当事者が改善を要求する意識をもち、それらを伝えていくことが重要になる。現在まで、公共図書館において視覚障害者への「障害者サービス」が目立って進んできた理由には、当事者の読書への権利意識が明確であり、図書館を利用して読書したいという要求を表明してきた実績によると考えられる。法律の施行から約 3 年経った現在においても、障害種別によるサービスの差が埋まったとは言い難い現状があり、知的障害者への合理的配慮についても暗中模索の状況である。その原因として、知的障害者へどのようなサービスや対応をすればよいのかわからないという問題があると考えられる。知的障害の障害特性によって、当事者からのニーズの発信が弱く、図書館側に届きにくいという問題や、知的障害者とコミュニケーションをとることの難しさがある。さらに知的障害者は読書が苦手であるという印象が、図書館利用の推進を遅らせている可能性も否定しきれない。

本研究では、公共図書館において障害者サービスが十分に提供されてこなかった知的障害者が公共図書館をどのように利用し、どのようなニーズをもっているのかを明らかにして、彼らに提供すべき合理的配慮の内容と提供方法を検討する。そして、公共図書館での実践を通して検証し、公共図書館でできる知的障害者への合理的配慮について提案することを目的とする。

2. 研究方法と実施計画

2016(平成 28)年度より 3 カ年を研究期間とし、研究目的を達成するために 4 段階を設定して研究を進める。

第 1 段階 (2016 年度)

合理的配慮を行うにあたり、知的障害者の図書館や図書へのニーズを明らかにするために、知的障害者の公共図書館利用の実態とニーズ調査を当事者とその家族を対象に全国規模で実施する。その結果により取り組むべき合理的配慮の内容を検討する。

第 2 段階 (2017 年度前期)

知的障害者の図書館サービスについて海外の動向を調査し、参考事例を収集する。国際図書館連盟 (IFLA) が提唱する知的障害者などの読んで理解することに困難のある人たちに対する指針に従って障害者サービスを実施している数カ国の事例を集める。スウェーデンの公共図書館において実施されている知的障害者への障害者サービスと LL ブックの制作及び図書館での LL ブックの普及状況を視察する。

第 3 段階 (2017 年度後期～ 2018 年度前期)

当事者への調査結果と海外視察を総合的に分析し、取り組むべき合理的配慮を次の 3 項目として、3 館の協力図書館で実施する。

①わかりやすい図書や視聴覚メディア資料

知的障害者が読書を楽しみ情報を得ることができる資料を揃え、LL ブックコーナーの設置やマルチメディア DAISY の体験と貸出を実施し、これらの資料の普及や効果を検証する。

②図書館利用のためのわかりやすい環境的配慮と情報提供

障害特性に応じた館内の表示や設備、理解と啓発のためのポスターやわかりやすい利用案内について検討し実施する。

③職員によるわかりやすい対応と読書を届けるための支援

図書館体験ツアーやアウトリーチサービス等の彼らが必要とする人的援助の取り組みを実施する。さらに、知的障害者の読書支援を行うことができる人を養成するための読書サポート講座、知的障害者の図書館雇用についても取り組

む。

第4段階（2018年度後期）

研究全体のまとめとして、公共図書館で実施すべき知的障害者への合理的配慮の内容と方法を提案する。これから多くの公共図書館で取り組むことができる事例を合わせて、一般公開のシンポジウムや冊子等の形で成果を積極的に発信し還元する。

2 節 本書の構成

本書は、以下のように構成している。

1章（本章）では、本研究の目的と方法、研究の背景となる公共図書館における障害者サービスの理念と現状、知的障害の基本的な定義と知的障害者への合理的配慮の基本事項について述べる。

2章は、1927年に設立された国際図書館連盟（IFLA）の理念「すべての人が、文化、文学及び情報に、それぞれ理解できる形でアクセスできるというのが、民主主義的な権利である」とする理念に基づいて作成されたガイドライン「読みやすい図書のためのIFLA指針」を紹介し、その考えに従って行われているオランダ、ドイツ、チリ、イギリス、アメリカ、スウェーデンの公共図書館の知的障害者などへの障害者サービスの事例を報告する。

3章は、知的障害者が公共図書館をどのように利用し、どのようなニーズをもっているのか、どのような本を求めているのかについて、当事者とその家族を対象に全国規模で調査した結果を報告する。この調査によって、本研究で取り組むべき合理的配慮について考察する。

4章は、3章で考察した事柄と2章の海外の先進事例をもとに、合理的配慮を3つの項目と考える。わかりやすい図書や視聴覚メディア資料、わかりやすい環境的配慮と情報提供、職員によるわかりやすい対応と読書を届けるための支援の各項目について、具体例を示しながら内容と方法について考えを述べる。

5章は、研究協力図書館で実施された3つの項目についての実践事例を報告する。各項目の取り組みは次のものである。

「わかりやすい図書や視聴覚メディア資料」については、LLブックコーナーの設置とマルチメディアDAISYの体験と貸出、「わかりやすい環境的配慮と情報提供」については、個室、わかりやすい利用案内、ポスターの制作と掲示、日本十進分類

法のピクトグラム制作、「職員によるわかりやすい対応と読書を届けるための支援」については、図書館体験ツアー、訪問して貸出するアウトリーチサービス、障害者雇用である。それぞれに目的、方法、評価、成果と課題等を報告し、全体のまとめを考察する。

6章は、知的障害者の読書支援を行う人を養成するために実施した読書サポート講座について、目的、実施と広報の方法、各講座の内容、参加者を対象としたアンケート結果を報告する。参加者からの講座開催や内容への評価を示し、今後継続することの必要性和アイデアを考察する。

7章は、3年にわたる本研究の成果と今後の課題について考えを述べる。とりわけ、今後の知的障害者への障害者サービスとして必要性の高い代読ボランティアの養成と活動について、実施事例を交えて紹介する。

3 節 公共図書館における障害者サービスの理念と現状

1. 障害者サービスの歴史と理念

日本の公共図書館における障害者サービスの歴史は、1916(大正5)年9月の東京市立本郷図書館による「点字文庫」開設までさかのぼることができる。本格的に障害者サービスが開始されるのは、戦後も1960年代後半になってからである。

今日の障害者サービスは、障害者だけへのサービスを意味するものではない。正しくは「図書館利用に障害のある人へのサービス」のことであり、これを略して障害者サービスと呼んでいるのである。つまり、障害者とは、「図書館利用に障害のある人」のことであり、障害者はもちろん、母語を異にする人、入院患者、受刑者なども含まれる広い概念である。当然ながら、このことは国際的にも同様である。ユネスコ(UNESCO)が1994(平成6)年11月に採択した「ユネスコ公共図書館宣言」では、「理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない」と述べている。ここにいう「通常のサービスや資料の利用ができない人々」とは、まさに「図書館利用に障害のある人」のことであり、すなわち障害者サービスの対象ということになる。

「図書館利用に障害のある人」という考え方は、障害の「社会モデル」にもとづ

いている。「個人（医学）モデル」とは異なり、障害を個人の状態のみで捉えるのではなく、社会・環境との関係のなかで把握しようとする考え方が「社会モデル」である。「個人（医学）モデル」にもとづくアプローチは治療やリハビリテーションなどの個人の状態へのアプローチとなるのに対して、「社会モデル」にもとづくアプローチは社会・環境にある障壁（バリア）の除去ないし軽減、具体的にはバリアフリーやユニバーサルデザインなどということになる。合理的配慮も、この「社会モデル」にもとづくアプローチの一つといえる。

したがって、「図書館利用に障害のある人へのサービス」、すなわち障害者サービスとは、図書館（という環境）に存する障壁（バリア）を除去ないし軽減して、だれもが等しく図書館を利用できるようにするための取り組み全般を意味するといっ
てよい。すでに紹介した「ユネスコ公共図書館宣言」には、公共図書館のサービスは「すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される」と謳われている。まさにこの原則を実現しようとする障害者サービスは、図書館サービスの基礎基本といっても過言ではないだろう。

なお、障害者サービスのうち、母語を異にする人へのサービスについては「多文化サービス」、入院患者など来館の難しい人たちにサービスを広げる活動を「アウトリーチサービス」と呼ぶことが多い。

2. 障害者差別解消法と障害者サービス

2006(平成 18)年 12 月、国連総会で「障害者の権利に関する条約」（以下、障害者権利条約）が採択された。この条約は、「全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的」としている（第 1 条）。

国会と政府は、障害者権利条約の批准に向けての準備を進め、2013(平成 25)年 6 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、障害者差別解消法）を制定した。この法律は、2016(平成 28)年 4 月に施行された。

障害者差別解消法では、公立の図書館を含む行政機関等には合理的配慮の提供を義務づけ、私立の図書館を含む事業者には合理的配慮を努力義務としている（第 7 条第 2 項及び第 8 条第 2 項）。合理的配慮は、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義される（障害者権利条約第 2 条）が、具体的な解説は本章 4 節を参照されたい。また、合理的配慮の

的確な提供に向けて、「自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない」としている（第5条）。この環境の整備のことを基礎的環境整備（または事前的改善措置）という。

障害者差別解消法の施行を目前に控えた2015(平成27)年12月、公益社団法人日本図書館協会は「図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言」を出している。この宣言では「全国のすべての図書館と図書館職員が、合理的配慮の提供と必要な環境整備とを通じて、図書館利用における障害者差別の解消に、利用者と手を携えて取り組むことを宣言する」としている。また、同じく日本図書館協会は、2016(平成28)年3月に、「図書館における障害を理由とする差別の解消の推進に関するガイドライン」を作成・公表している。このガイドラインでは、図書館における基礎的環境整備と合理的配慮の内容等を示している。しかし、知的障害者への対応を考えたとき、さらなる検討を要する点もあり、そこに本研究に取り組む意義の一端がある。さらに、日本図書館協会の障害者サービス委員会では、障害者差別解消法施行後の2016年11月に、このガイドラインを活用して「図書館利用に何らかの障害のある人へのサービス・配慮等を行っているかを確認するための」ツールとして「JLA 障害者差別解消法ガイドラインを活用した図書館サービスのチェックリスト」を作成、公表している。

なお、2019(令和元)年6月には、障害者の読書環境のさらなる整備充実に向けて「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」（読書バリアフリー法）が制定された。この法律の制定により、公共図書館における障害者サービスのいっそうの充実に向けた施策が立案、実施されていくものと期待される。

3. 障害者サービスの現状と課題

国立国会図書館では、2017(平成29)年度に全国の公共図書館を対象とした障害者サービスの実態調査を実施した。同種の調査は、2010(平成22)年度に国立国会図書館が行って以来である。詳細は、国立国会図書館から報告書が刊行されているので、そちらを参照されたい。ここでは、知的障害者へのサービス提供の状況が把握できるいくつかの項目の結果を紹介したい。

図1-1には、障害者サービスの利用者を示している。知的障害者は3番目に多くなっている。この図に示された利用者は、障害者サービスの利用登録をしている人であって、一般の利用登録もしくは登録せずに利用している知的障害者はもっと多くいるものと思われる（3章1節も参照）。

資料の所蔵率を図1-2に示す。視覚障害者のニーズに対応する資料が上位にき

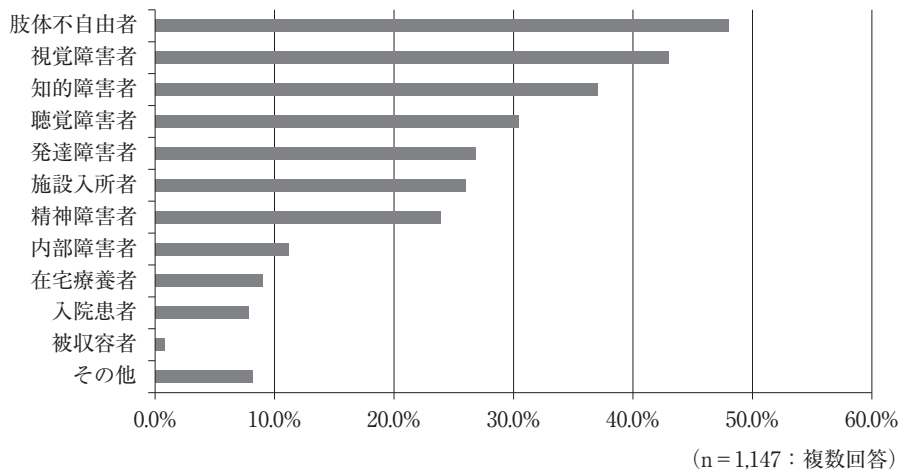


図 1-1 障害者サービスの利用者

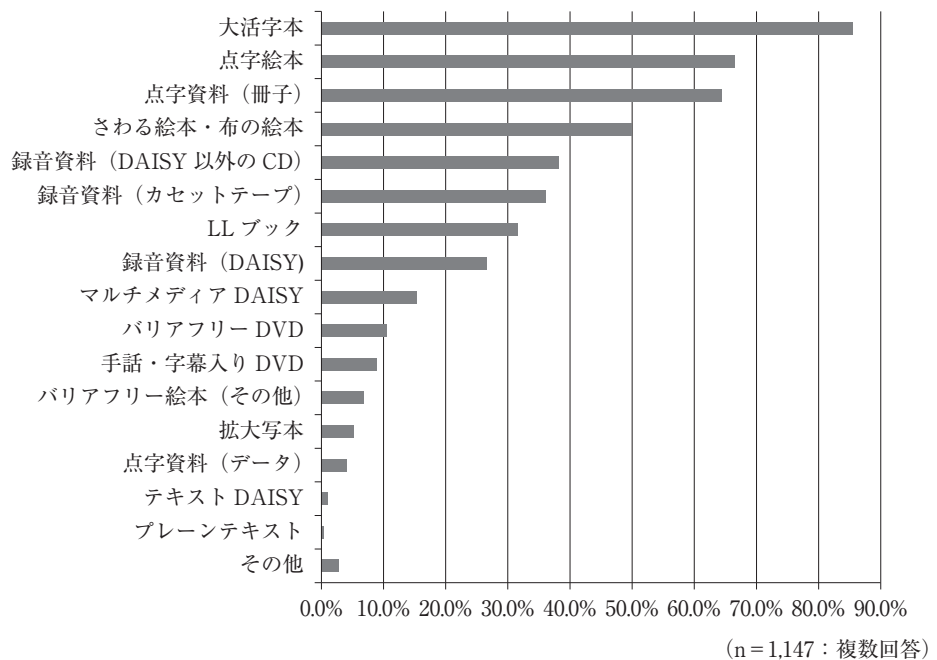


図 1-2 資料の所蔵率

ている。しかし、LL ブックやマルチメディア DAISY も 2010 年度の調査と比べると所蔵率は大きく伸びてきている。LL ブックは 1.8 % (2010 年度) から 31.6 % (2017 年度) に、マルチメディア DAISY は 0.9 % (2010 年度) から 15.4 % (2017 年度) に、それぞれ所蔵率を伸ばしている。ただし、LL ブックで見ると、1 館当たりの所蔵タイトル数は「1 ～ 10 点」が LL ブック所蔵館の 8 割となっており、所

表 1-1 対面朗読サービスの利用対象

(n = 384)	
視覚障害者で障害者手帳所持者に限定している	19.0 %
視覚障害者に限定しているが、障害者手帳の所持は問わない	19.8 %
視覚障害者だけでなく、活字による読書に困難のある人を対象としている	53.9 %
無回答	7.3 %

蔵率は伸びているものの、所蔵するタイトル数は少数にとどまっていることがわかる。ここには、LLブックの出版点数の少なさも関係しているものと推察される。

表 1-1 は、対面朗読サービスの利用対象を示している。「視覚障害者だけでなく、活字による読書に困難のある人を対象としている」が 53.9 % と半数を超えており、ここには知的障害者も含まれるものと考えられる。

以上から、知的障害者へのサービスは充実に向いつつあるものの、視覚障害者へのサービスの水準には達しているとは言い難い。さらなる充実を図るためにも、知的障害者のニーズにあった合理的配慮のあり方を提示することが求められる。

4 節 知的障害者への合理的配慮

1. 知的障害とは

1960(昭和 35)年、現在の知的障害者福祉法の前身である精神薄弱者福祉法が制定されたが、ここに知的障害を定義する規定はなく、国はその後の全国的な実態調査で知的障害を定義するだけであった。実態調査という知的障害とは、「知的機能の障害が発達期（おおむね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの」ということである。

厚生労働省では、従来から実施してきた全国的な実態調査である「身体障害児・者等実態調査」と「知的障害児（者）基礎調査」を統合し、2011(平成 23)年から 5 年ごとに「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」を実施している。これは、これまでの法制度では支援の対象とならない在宅の障害児・者等を含み、その生活実態とニーズを把握することを目的としたものである。

直近の「生活のしづらさなどに関する調査（全国在宅障害児・者等実態調査）」は、2016(平成 28)年に実施されたもので、その結果が 2018(平成 30)年 4 月に公表

された。これによると、知的障害者に公布される療育手帳の所持者は、前回（2011年）調査の62.2万人から96.2万人へと34万人も大きく増加している。知的障害は身体障害とは異なり、発達期の障害と位置づけられることから、近年の急速な高齢化の影響ではなく、障害福祉制度などを利用することへの認知度が増したと国の障害者白書でも分析している。

この15年程の間に大きく変化した障害福祉サービスなどを利用することへの関心と実態が高進しているということであり、生活のしづらさに代表されることについて、障害者本人、家族らと共に、社会の関心が高まっていると考えられる。このような状況の中で知的障害者への合理的配慮を社会的に考えなければならない。

知的障害の認定に関してもう少し補足する。知的障害であるかどうかの判断基準は、一般的に次の(a)および(b)のいずれにも該当するものを知的障害とする。

(a)「知的機能の障害」について

標準化された知能検査（ウェクスラーによるもの、ビネーによるものなど）によって測定された結果、知能指数がおおむね70までのもの。知能水準の区分は、最重度（おおむね20以下）、重度（おおむね21～35）、中等度（おおむね36～50）、軽度（おおむね51～70）。

(b)「日常生活能力」について

日常生活能力（自立機能、運動機能、意思交換、探索操作、移動、生活文化、職業等）の到達水準が総合的に同年齢の日常生活能力水準と比較して、何らかの特別の援助を必要とする状態にあるもの。この程度も知能指数の区分同様に、最重度、重度、中等度、軽度と4段階に区分される。

したがって「知的障害」とされても、支援の必要度が非常に高い最重度の者から重度、中等度、そして支援の必要度が非常に限定的な軽度のものまで多様であり個々人によって様相が異なることを理解しておかなければならない。

2. 知的障害者への合理的配慮の基本事項

2016(平成28)年4月1日から施行された障害者差別解消法においては、障害のある人から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮（合理的配慮）を行うことが求められ、合理的配慮の不提供により、障害者の権利利益を侵害することは、障害を理由とする差別にあたる。

なお、日常用語としての「配慮」ということばには「思いやり」のようなニュア

ンスが含まれているだけに注意しておく必要がある。法制化された合理的配慮とは、個人の気持ち次第の「思いやり」ということではなく、共生社会にとって不可欠の前提となる機会平等であり、障害者の意向と両当事者の対話を重視するものである。また集団（一般）向けのものではなく個別具体的な個人向けのものである。

よって障害者が障害のない人と同じように活動できるようにするため、個々の場面で、物理的環境や時間および場所等を調整したり、人的支援などを行ったりすることで、同等の機会を提供するためのものという理解が必要になってくる。合理的配慮は、障害の特性や、配慮が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様で個別性の高いものになる。障害者の置かれている状況をふまえて、代替手段の選択も含め、当事者間の対話による相互理解を通じて、必要かつ合理的な範囲で、柔軟に対応がなされる必要がある。さらに、合理的配慮は、技術の進展、社会情勢の変化等に応じて変わりうる。

ここで知的障害者にとって大きな前提条件ともなりうる「意思の表明」をとりあげたい。

合理的配慮は、障害者から何らかの配慮を求める「意思の表明」があったときに、対応することが求められる構造となっている。「意思の表明」は、言語だけでなく、手話、点字、音声、拡大文字、筆談、実物の提示や身振り、触覚などのコミュニケーション手段（通訳によるものを含む）によって行われる。さらに、「意思の表明」には、知的障害や精神障害（発達障害を含む）等により本人の意思表示が困難な場合に、家族、介助者、支援者等、コミュニケーションを支援する人が本人を補佐して行う意思の表明も含まれることにも留意が不可欠である。

さらになお、障害のある人（その家族、介助者、支援者等を含む）から、合理的配慮を求める意思の表明がなかった場合は、「合理的配慮の不提供」にはあたらないものの、配慮を必要としていることが明らかな場合には、話し合い、適切な配慮を提案するなど、自主的な配慮に努めることが望まれる。

このように、当事者からの意思の表明が難しい知的障害者の場合、不利な立場に置かれやすいという全般的な状況も含めて合理的配慮がなされることを推進していく必要がある。

「合理的配慮」の内容分類としては、物理的環境への配慮（車いす利用者のために段差に携帯スロープを渡すなど）、意思疎通の配慮（筆談や読み上げ、手話などによるコミュニケーション、わかりやすい表現を使って説明をするなど）、柔軟なルール・慣行の変更の配慮（休憩時間の延長など）などが挙げられている。

謝辞

本研究は、研究連携者の野口武悟先生、研究協力者の打浪文子先生、小尾隆一様、野村美佐子様、山内薫様、吉田くすほみ様、岩本高幸様をはじめとした研究協力図書館の図書館長の方々、研究協力員の長八七代様、澤井千聡様、加藤ひろの様、浅井育子様、塩川綾乃様、その他にも、海老澤昌子様（調布市立図書館）、向田真理子様（生駒市教育委員会事務局生涯学習部）、研究協力図書館の職員の皆様の協力を得て進めることができました。心から感謝申し上げます。

3章の調査におきましては、全国手をつなぐ育成会連合会の協力を得ました。協力図書館の実践や講座につきまして、社会福祉法人さつき福社会ワークセンターくすのき、社会福祉法人さつき福社会さつき障害者作業所、吹田市立障害者支援交流センターあいほうぶ吹田、社会福祉法人聖徳園ワークメイト聖徳園、地域生活総合支援センターきらら、指定障害福祉サービス事業所さくらんぼの協力を得ました。調査と実践にご協力いただきました当事者やご家族、職員や支援者の皆さまに心から感謝申し上げます。ありがとうございました。

研究代表者 藤澤 和子

研究組織

公共図書館における知的障害者への合理的配慮のあり方に関する研究
(2016～2018年度)

本研究は、図書館情報学と障害者に関わる福祉や教育学の両方の知見を合わせることで、目的を達成することができるものである。それぞれの専門性をもつ研究者や研究協力者、実践を担う研究協力図書館から成る研究組織で実施した。

研究代表者：藤澤 和子（大和大学保健医療学部教授）

研究連携者：野口 武悟（専修大学文学部教授）

研究協力者：打浪 文子（淑徳大学短期大学部准教授）

小尾 隆一（社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会常務理事）

野村 美佐子（公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会参与）

山内 薫（元墨田区立ひきふね図書館司書）

吉田 くすほみ（公益財団法人大阪特別支援教育振興会）

研究協力図書館と協力員（当時）：

吹田市立図書館

吹田市立中央図書館／長 八七代（参事）・澤井 千聡（主査）

吹田市立千里山・佐井寺図書館／加藤 ひろの（主任）

河内長野市立図書館／浅井 育子（主査）

桜井市立図書館／岩本 高幸（館長）・塩川 綾乃（司書）

執筆分担

藤澤 和子…………… 1章1節・2節, 2章2節, 3章1節・2節, 4章1節, 5章各図書館による事例報告以外, 6章1節・2節1・3節, 7章各図書館による事例報告以外

野口 武悟…………… 1章3節, 3章1節, 4章2節, 6章3節

打浪 文子…………… 6章2節2講座3

小尾 隆一…………… 1章4節

野村 美佐子…………… 2章1節

山内 薫…………… 4章3節, 6章2節2講座4

吉田 くすほみ…………… 6章2節2講座5・6

澤井 千聡…………… 5章3節吹田市立中央図書館の事例

加藤 ひろの…………… 5章1・2節吹田市立図書館・3節吹田市立千里山・佐井寺図書館の事例, 資料編4

浅井 育子…………… 5章河内長野市立図書館の事例, 7章1節5河内長野市立図書館の事例, 資料編4・5

岩本 高幸…………… 5章3節3桜井市立図書館の事例

塩川 綾乃…………… 5章1・2・3節1桜井市立図書館の事例, 7章1節5桜井市立図書館の事例, 資料編4

[編著者]

藤澤 和子（ふじさわ・かずこ）

同志社大学大学院文学研究科教育学専攻博士後期課程修了，博士（教育学）。京都府教職員（言語障害通級指導教室，特別支援学校等）を経て，現在，大和大学保健医療学部教授。専門は言語コミュニケーション障害学，特別支援教育。主著に，『旅行にいこう！』（共企画・編集・制作，樹村房，2019），『障害のある人たちに向けた LL マンガへの招待：はたして「マンガはわかりやすい」のか』（共編著，樹村房，2018），『はつ恋』（共企画・編集・制作，樹村房，2017），『視覚シンボルによるコミュニケーション支援に関する研究：日本版 PIC の開発と活用を通して』（風間書房，2011），『LL ブックを届ける：やさしく読める本を知的障害・自閉症のある読者へ』（共編著，読書工房，2009）がある。

公共図書館でできる知的障害者への合理的配慮

2019 年 11 月 25 日 初版第 1 刷発行

〈検印省略〉

編 著 者 © 藤 澤 和 子

発 行 者 大 塚 栄 一

発 行 所 株式会社 樹 村 房
JUSONBO

〒112-0002

東京都文京区小石川5-11-7

電 話 03-3868-7321

F A X 03-6801-5202

振 替 00190-3-93169

<http://www.jusonbo.co.jp/>

印刷・製本 亜細亜印刷株式会社

ISBN978-4-88367-328-5 乱丁・落丁本は小社にてお取り替えいたします。